



基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	令和 7 年 10 月 2 日
提案種別	<u>提 案</u> ・ 意 見 ・ 要 望
提案件名	行政財産である仮称：緑が丘公園（以下「緑が丘公園」という。）の適切な維持管理について
提案者	住所又は所在地 [REDACTED]
	氏名又は名称 [REDACTED]
	※ 提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通勤先も記入してください。
	提案書の公表に当たり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 希望する 一部希望する（ ） 希望しない
	※ 未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承認が必要です。
提案の概要	公共施設の管理者である基山町による「緑が丘公園」の適正な維持管理についての提言
提案の背景	緑が丘公園は、都市計画法に基づく開発行為において基山町の協議・同意（法32条）のもと許可権限者の佐賀県からの許可（都市計画法第33条第2項、同法施行令第25条第6項）のもと昭和60年に整備・設置された公園である。 現在、この公園に設置されている長ベンチ3脚、ダストボックス等は経年劣化により著しく損傷しており使用に際しては危険な状況となっている。 公共施設の管理者（都市計画法第39条）の基山町は、現在まで除草等を含めて計画的な維持管理を一切行っておらず、全てを地域住民に義務的に負担させている状況がある。地域住民は、年に数回除草等清掃活動等を行っているが、近年、高齢化が著しく進んでおり、身体的・心理的に大きな負担となっており健康面への影響が危惧されている。
提案の課題	基山町は、都市計画法に基づき公園を設置することを条件として開発行為を許可した。また、許可書（資料1）には、当然、帰属後は管理者が基山町となっている。しかし、開発行為が完了し帰属されているにも拘らず、基山町は現在まで計画的・定期的な維持管理を一切行っておらず、全てを地域住民に義務的に負担させている。基山町は、この公園が公共施設で行政財産であり維持管理に全責任がある事を全く理解していないのではないかとと思われる。

目標設定	緑が丘公園の管理所有者である基山町に対して、行政財産の維持・管理に関し、町民が安心・安全に公園を利用することができるよう、その責任をしっかりと果たすよう地域住民組織や町議会議員等あらゆるネットワークを使い働きかける。
提案内容	(早急に) 公共施設の管理者の基山町は、事故が発生しないよう施設(長ベンチ3脚、ダストボックス等)の取替・更新又は撤去等適切な管理を行う。 (今後) 公共施設の管理者の基山町は、町民が公園を安心・安全に使用できるよう、定期的・計画的に除草等の維持管理を行う等、主体的に責任をもって検討することを提案する。 以上 緑が丘公園 位置図  ※ 提案内容は、どの地域のどの対象者に対し、どのような体制で、どれだけの期間、どのような事業を実施するのか、任務分担、見込費用、持続可能か等を詳しく提案してください。

※ 提案書に記載された事項のうち、提案者蘭以外は公表されますので御承知おきください。